

令和2年9月市議会 建設水道委員会資料

所管事項調査 長崎のもざき恐竜パークについて

目次	ページ
1 長崎のもざき恐竜パーク条例の概要	1
2 長崎のもざき恐竜パーク条例と個別条例の関係	2
【参考資料】	
1 恐竜パーク構成施設配置図	3
2 恐竜パーク計画平面図	4



1 長崎のもざき恐竜パーク条例の概要

(1) 制定理由

地域の活性化を図るため、田の子地区に令和3年10月に開館予定の長崎市恐竜博物館及びその周辺施設（長崎市軍艦島資料館、長崎市野母崎文化センター、長崎市野母崎体育館、野母崎総合運動公園）を一体化し、一つの公の施設「長崎のもざき恐竜パーク」として設置するにあたり、公の施設の設置及びその管理に関する事項並びにその他必要な事項について定める条例を制定するもの

(2) 設置目的

野母崎地区において学習、文化、スポーツ及び地域交流の場を一体的に提供することにより、市内外の人々の来訪及び市民の活動を促し、もって地域の活性化及び観光の振興に資する。

(3) 公の施設の名称 長崎のもざき恐竜パーク（以下「恐竜パーク」という。）

(4) 所在地及び面積 所在地：長崎市野母町 面積：約 64,350 m²

(5) 恐竜パークの構成施設

ア 長崎市恐竜博物館

イ 長崎市軍艦島資料館

ウ 長崎市野母崎文化センター

エ 恐竜広場

(ア) 長崎のもざき恐竜パーク体育館（現：長崎市野母崎体育館）

(イ) 長崎のもざき恐竜パーク庭球場

(ウ) 水仙の丘

(エ) 西側・東側展望所

(オ) インフォメーションセンター（※）

(カ) こども広場

(キ) 駐車場

(ク) 多目的広場

（現：野母崎総合運動公園）

恐竜パーク設置に伴い
新たに整備する施設

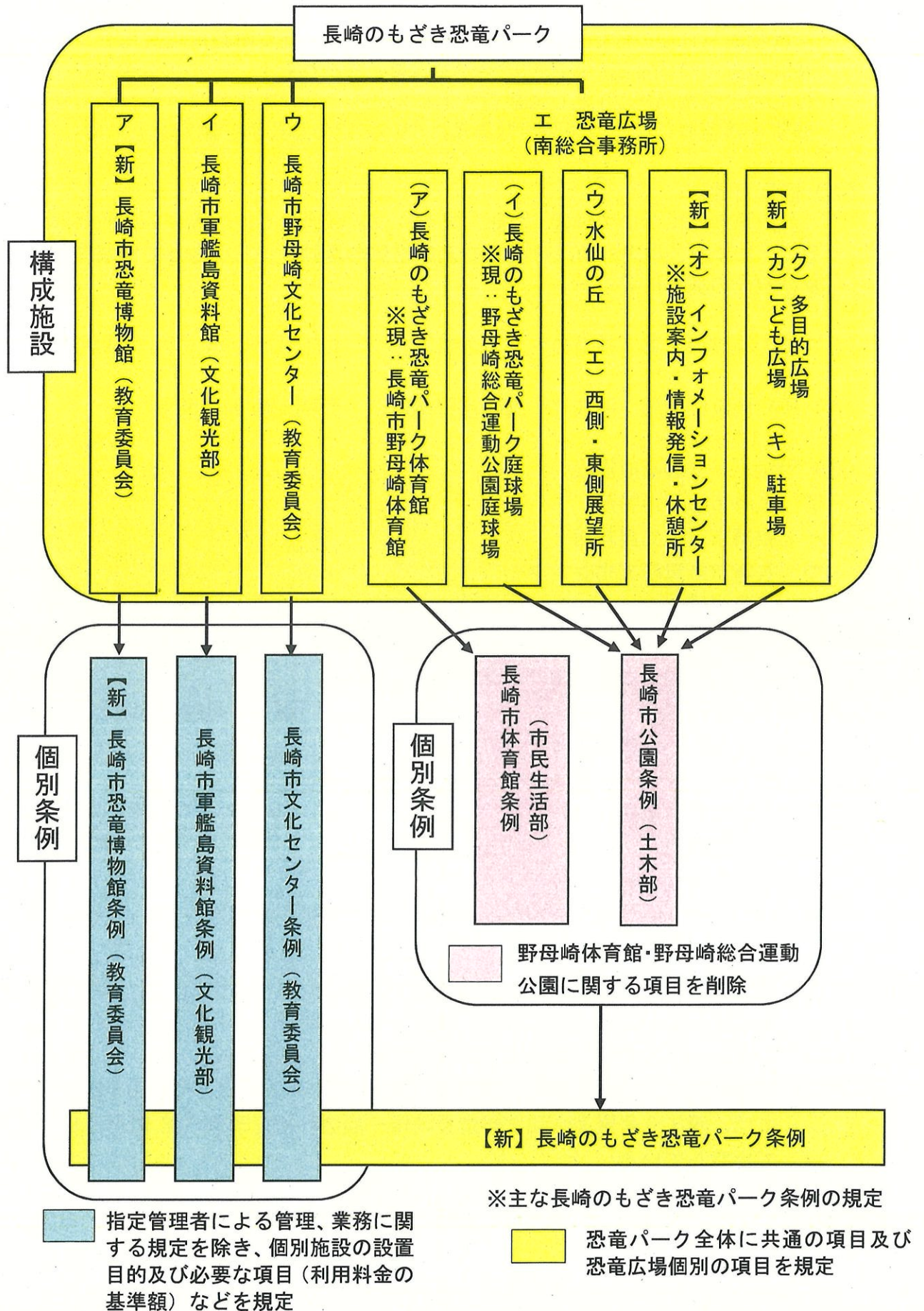
※「インフォメーションセンター」とは、地域活性化及び観光振興の観点や恐竜パークを訪れた方へのサービスの向上を図るため、施設内の案内や施設周辺の地域情報の発信を行う「インフォメーション」機能と来場者が雨天時などに休憩できる「休憩所」機能を有した施設で、旧野母崎福祉保健センター（軍艦島資料館が入っている建物）内に設置する。

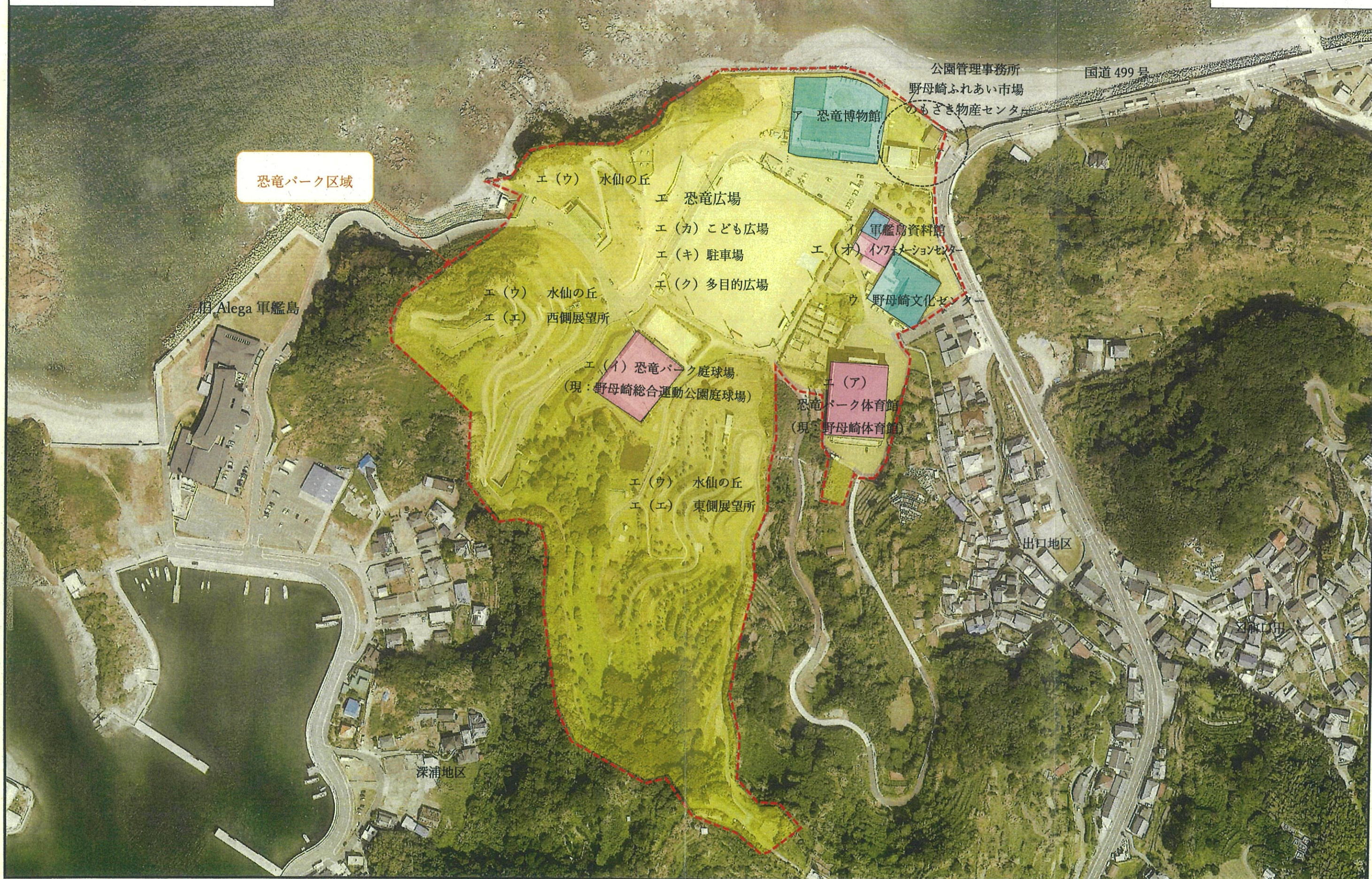
なお、「インフォメーションセンター」の内部改修工事に係る予算については、第110号議案令和2年度長崎市一般会計補正予算（第10号）において提案している。

(6) 恐竜パークの供用開始日 令和3年10月29日（金）

(7) 管理形態 利用料金制度を採用した指定管理者による管理

2 長崎のもぎき恐竜パーク条例と個別条例の関係

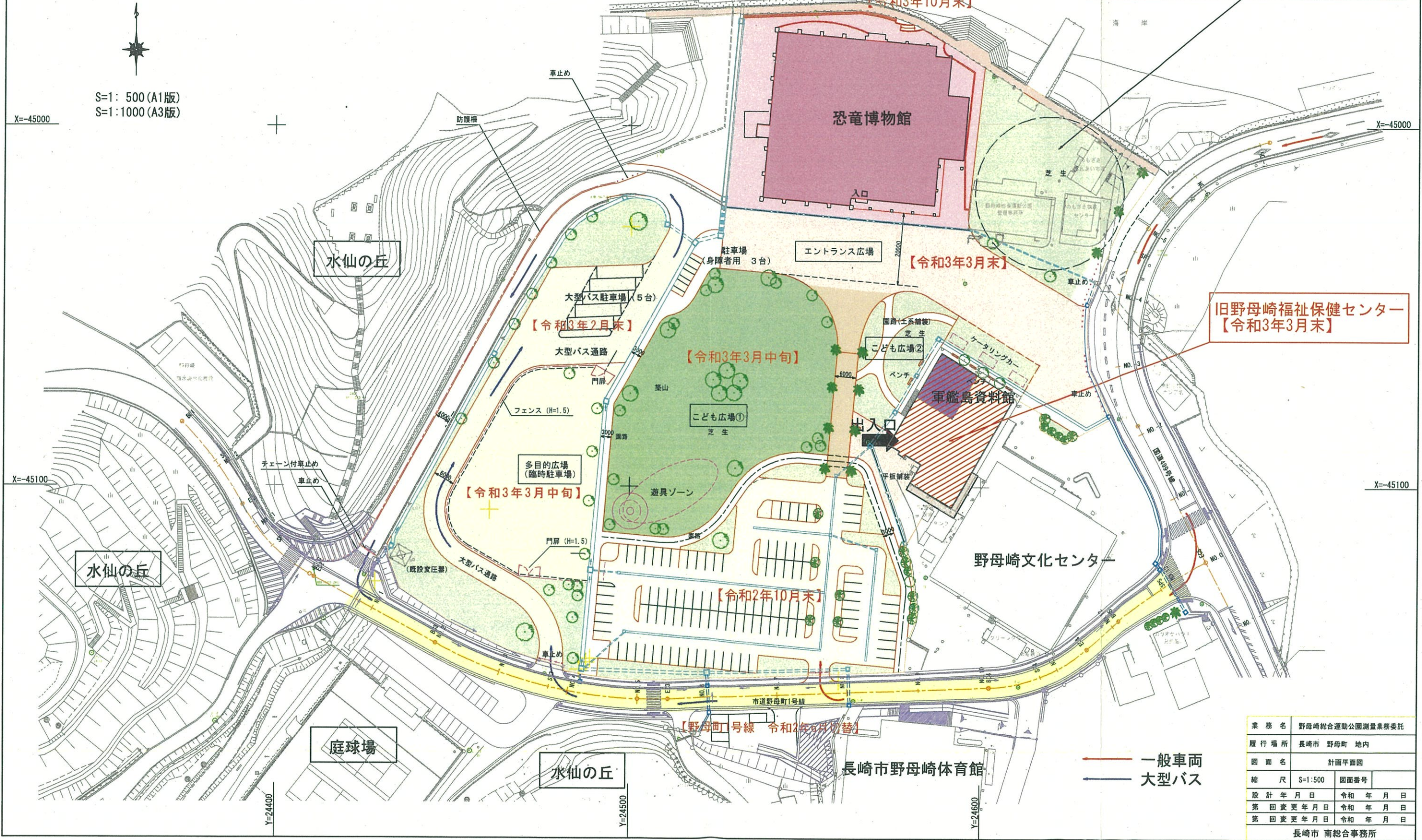




長崎のもぞき恐竜パーク
計画平面図

【 】は完成予定時期

現在の公園管理事務所、物産センター、
ふれあい市場の場所
【令和3年5月～恐竜パークの供用開始日までに解体】



旧野母崎福祉保健センター
【令和3年3月末】

業務名	野母崎総合運動公園測量業務委託		
履行場所	長崎市 野母町 地内		
図面名	計画平面図		
縮尺	S=1:500	図面番号	
設計年月日	令和 年 月 日	第 回変更年月日	令和 年 月 日
第 回変更年月日	令和 年 月 日	第 回変更年月日	令和 年 月 日
長崎市 南総合事務所			